

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」をはじめとして、諸規定の制定により、コンプライアンス体制を確立するとともに、健全性と透明性を確保し、経営の効率性を高めて企業価値の最大化を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的としております。当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実に努め、お客様、株主等のステークホルダーとの良好な信頼関係を築くことを重要な経営施策と位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東芝	58,242,456	59.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,109,000	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,181,000	2.23
東芝保険サービス株式会社	1,600,929	1.64
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントディーユービーノンレジデントドメスティックレート	1,521,000	1.56
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,391,503	1.42
東芝プラントシステム従業員持株会	1,317,965	1.35
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,149,450	1.18
ビービーエイチ エスイーアイ インステイ インベストメンツ ワールドエクイティ イーエツクスユーエス ファンド ジオーハンプロ	906,000	0.93
東芝プラントシステム協会会社持株会	877,350	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	株式会社東芝(上場:東京、大阪、名古屋、海外)(コード)6502
--------	----------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、株式会社東芝を親会社として東芝グループに属しており、同社より、電気工事、機械器具設置工事、管工事、鋼構造物工事、電気通信工事、建築工事及び消防施設工事のエンジニアリング、施工、試運転・現地調整等を請け負うとともに、電気機械器具等の資材を購入するなどの取引を行っておりますが、これらの取引については一般取引条件と同様に決定しております。

当社の事業の運営にあたっては、取締役会及び経営会議において、重要な経営事項や経営方針、経営戦略に係る重要な業務執行等について独自の意思決定を行っております。また、社外監査役3名を含む5名の監査役には、取締役会及び経営会議をはじめとする重要な会議への出席の機会を提供し、チェック機能の強化に努めております。

なお、当社の売上高に占める機能分担事業比率は高いため、当社の業績は同社の事業活動の動向に大きく依存する状況にありますが、親会社の企業グループに属することによる事業上の大きな制約はなく、上述のとおり意思決定機関及び監査体制等により、当社の業務が適正に遂行されていることを確認しており、少数株主保護の体制が維持されていると認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である株式会社東芝との連携を密にし、東芝グループのエネルギー事業、インフラ事業のフィールド機能を担う企業として最適事業体制の構築を図る一方、事業活動の独立性を高めるため、中期経営計画に基づく自販事業の拡大施策を推進しております。また、当社は、役員及び出向者を同社より受け入れておりますが、これらは当社独自の経営判断を妨げるものではありません。

経営判断については、取締役会、経営会議等において十分に審議し決定しており、当社の責任のもと独自に意思決定を行うことができる体制を構築するなど、上場会社としての独立性は十分に確保しているものと認識しております。

当社は、今後も業務の適正性を確保すべくコーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実に努め、企業価値の最大化を図り株主共同の利益の創出に努めてまいります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成されており、各監査役は会計監査人から随時監査結果に関し報告及び説明を受けるなど、相互連携を図っております。

また、当社は内部監査機能を担う組織として監査部を設置し、年度計画に基づき当社の各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査及びシステム監査を実施しており、各監査役は、監査部と監査全般について緊密に連携し、監査業務に係わる情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
前川 治	他の会社の出身者	○			○	○		○		
長屋 文裕	弁護士								○	
原園 浩一	他の会社の出身者	○			○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

--	--	--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
前川 治		株式会社東芝に30年以上勤続しており、現在は、同社執行役常務電力システム社統括技師長 兼 品質統括責任者 兼 燃料電池事業開発室長 兼 電力・社会システム技術開発センター長を勤めております。	監査機能のより一層の強化・充実を図り、業務執行の適正性を確保するため、専門的な見識と幅広い経験を有し、監査を行う能力・識見に優れた同氏を、社外監査役として選任したものであります。
長屋 文裕	○	法曹としての長年の経験を有しており、現在は弁護士を勤めております。また、当社は同氏を「独立役員」として指定しております。	監査機能のより一層の強化・充実を図り、業務執行の適正性を確保するため、専門的な見識と幅広い経験を有し、監査を行う能力・識見に優れた同氏を、社外監査役として選任したものであります。 (独立役員指定理由) 裁判官及び弁護士として長年培ってきた専門的な見識と幅広い経験を有し、高い独立性をもって公正中立な第三者的立場から、適法性・倫理性を重視し、当社の経営全般について助言等をいただくなど、経営監視能力を十分に発揮していただけること期待できることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、「独立役員」として指定したものであります。
原園 浩一		株式会社東芝に30年以上勤続しており、現在は、同社社会インフラシステム営業統括責任者を勤めております。	監査機能のより一層の強化・充実を図り、業務執行の適正性を確保するため、専門的な見識と幅広い経験を有し、監査を行う能力・識見に優れた同氏を、社外監査役として選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役の報酬の内、賞与については、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	---

2010年度(第105期)に係る取締役報酬の総額は133百万円(取締役賞与44百万円を含む)であります。
(注)1. 上記事業年度末の取締役の員数は11名であります。
(注)2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月25日開催の第103期定時株主総会決議に基づき、年額320百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)であります。
(注)3. 上記のほか、使用人兼務取締役に對し使用人分給与150百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬は、基本報酬と付加報酬により構成され、当該期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算の上、取締役会の決議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部等に所属する使用人が監査役の監査業務を補助しております。なお、監査業務を補助する使用人の人事異動等については、事前に監査役に報告し、必要がある場合には意見を求めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役会は11名で構成されております。取締役会は原則毎月1回開催し、その他必要あるごとに随時開催しております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項のほか、重要な経営事項を審議・決定しております。また、各取締役から業務執行状況に関して適時適切な報告を受けるとともに、妥当性・合理性等の観点から取締役及び執行役員等の業務執行を効率的かつ実効的に監視・監督しております。

なお、当社は、経営の意思決定と監督機能を業務執行機能と分離させることにより、急速な事業環境の変化並びに企業間競争等に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しております。

(2) 経営会議

経営会議は原則毎月2回開催しております。経営会議は、取締役と主要部門の責任者で構成され、会社経営に関わる基本方針、戦略事項並びに重要な業務執行事項、事業運営制度等の審議・決定を行っております。

(3) 監査役会(監査役の機能強化に向けた取り組み状況)

監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成されております。監査役会は「監査役会規則」に基づき、原則毎月1回開催され、意見交換等を行い情報の共有を図るとともに各監査役から監査事項等に関する報告を受け、協議又は決議を行っております。

当社は、監査役の機能強化に向けた取り組みとして、監査役の職務を補助するための使用人を設置するとともに、諸規定を整備し、監査役への適時適切な報告体制を構築しております。また、監査役に対して、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議への出席機会を提供するとともに、取締役社長と監査役との意見交換の場を定期的に設けるなど、監査役が重要な意思決定過程や業務執行状況等を適時的確に把握し、必要に応じて助言や意見表明等を行える体制を整備しております。

各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準や監査方針、年度監査計画等に従い、独立した機関として、当社事業に対する理解の浸透や積極的な情報収集に努め、経営状態や財政状況の調査等を通じ、取締役の業務執行を公正かつ実効的に監査するとともに、内部監査部門及び主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部並びに会計監査人と緊密に連携し、また、必要に応じて弁護士等の外部有識者に助言等を求めるなど、監査役会の機能強化に努めております。

なお、当社の常勤監査役2名は、当社の経理部門の業務を長年にわたって経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役1名を独立役員として指定しております。

(4) 内部監査部門

内部監査部門である監査部は、年度計画に基づき、当社の各組織及び当社グループ各社の業務監査・会計監査・システム監査を実施しております。

監査部は、合法性かつ合理性と効率性の観点から公正かつ独立の立場で、各組織のコンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンス・プロセスの有効性並びに経営諸活動の遂行状況等を検討・評価し、改善のための意見・助言・勧告を行う監査業務機能を有しております。

また、監査部は、監査全般について監査役及び主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部等とも緊密に連携し、監査業務に係わる情報の共有を図っております。

(5) 会計監査人

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、法定の会計監査を実施するとともに、監査役と緊密に連携し、会計における適法性及び適正性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役11名、社外監査役3名を含む5名の監査役を株主総会で選任し、経営の効率性の向上と透明性の確保に努めております。

取締役の任期は、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに、経営責任を明確にするため、定款の定めにより1年としております。また、当社は、経営の意思決定と監督機能を業務執行機能と分離させることにより、急速な事業環境の変化並びに企業間競争等に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しております。

当社は、社外取締役を選任してはおりませんが、取締役会の監督機能を十分に発揮するため、当社事業に精通した取締役に構成する取締役会において、各取締役から業務執行状況に関して適時適切な報告を受け、妥当性・合理性等の観点から効率的かつ実効的に監視・監督するとともに、監査役5名のうち、3名を社外監査役とすることで、監査役会の機能強化と独立性の向上を図り、公正かつ健全で質の高い経営の実現を目指しております。

当社の社外監査役は、監査役会や監査役相互の意見交換の場を有効に活用するとともに、内部監査部門や主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部並びに会計監査人と緊密に連携し、また、必要に応じて取締役や使用人等から報告を求めるなど、当社事業に対する理解の浸透や積極的な情報収集に努め、公正中立な第三者の立場から、意思決定過程の監視等を通じ、当社の経営全般について、善管注意義務や忠実義務等に照らして、その知識と経歴、専門性等に基づき適法性・倫理性を重視し、必要に応じて助言や意見表明等を行うなど、社外監査役としての職務を適正に遂行しております。

当社は、内部統制システムの一環として、諸規定を整備し、取締役及び使用人等の監査役への報告体制を構築するとともに、監査役に対して、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議への出席機会を提供するなど、監査役が重要な意思決定過程や業務執行状況等を適時的確に把握し、必要に応じて助言や意見表明等を行える体制を整備しております。

更には、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役の職務を補助するための使用人を設置するとともに、取締役社長と監査役との意見交換の場を定期的に設け、当社の経営方針や対処すべき課題のほか、監査上の重要課題等について意見交換を実施し、相互認識と信頼関係の醸成に努めております。また、監査役は、内部監査部門及び主に内部統制業務を掌握する総務部、経理部並びに会計監査人と緊密に連携し、必要に応じて外部有識者に助言等を求めるなど、監査役監査の実効性の維持・向上に努めております。

以上のことから、当社は、現状の体制により経営に対する監視機能は十分に機能していると認識しております。当社は、今後も取締役及び使用人等に対して監査役監査の重要性・有用性等を浸透させるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化・充実に向け取り組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	——

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算(4月末)及び第2四半期決算(10月末)の発表と同日に決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資家情報として、決算短信、有価証券報告書、株主のみなさまへ、株価情報等を掲載しております。また、決算情報以外の適時開示資料についても、IRニュースやトピックスとして掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として、総務部内に広報担当を設置しております。	
その他	アナリストや機関投資家からの申し入れに対応し、個別ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役員及び従業員がとるべき行動規範として制定しております「東芝プラントシステム行動基準」の中で、ステークホルダーの立場の尊重に関して規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動に関するスローガンや基本方針を定めるとともに、ISO14001の認証取得、環境管理活動や環境教育を積極的に推進しており、実施状況は社外ホームページに掲載しております。また、地域貢献活動として、地域主催の行事への積極的な参加や事業所・作業所周辺の自主的清掃活動等を行うなど、地域に根ざした活動を実施しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は次のとおりとなります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令、社会規範、倫理及び当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」などを遵守し、当社におけるコンプライアンス体制を確保する。
- (2) 取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役等に随時取締役会で報告させる。
- (3) 監査役は、「監査役監査基準」、「監査方針」、「年度監査計画」等に基づき、取締役の職務の執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務遂行に係る情報について、全社を統括する部門を定め、「規定管理規程」、「文書管理規程」等に基づき、当該情報を文書又は電磁的媒体等に記録し、適切かつ確実に管理する。
- (2) 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、保存年限に関する規定等を定め、各所管部門が適正な期間、検索性の高い状態で当該情報を保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」及び「ビジネスリスクマネジメント基本規程」等を定め、リスク管理に関する統括部門を設置する。また、当社の事業に係るリスクを「リスク・テーブル」で以下の区分に分類し、リスクの種類に応じて所管部門を定め、迅速かつ的確にリスクを把握するとともに、合理的かつ有効に管理できる体制を整備する。

- ・経営リスク
- ・災害・事故リスク
- ・社会リスク

- (2) 取締役は、リスクが顕在化した場合に備え、リスクの継続的な把握に努めるとともに、リスクに関する施策を立案・推進する。
- (3) リスクが顕在化した場合は、当社の報告体制に基づき、迅速かつ的確に当該リスクに関する情報を関係部門に伝達し、リスクの種類に応じて取締役社長又はCRO(Chief Risk-Compliance Management Officer)等の指示のもと、リスク・コンプライアンス委員会等を招集するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含めた対策チームを組織し、当該リスクに対して合理的かつ有効に対応することに努め、損失の最小化及び企業価値の最大化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回取締役会を開催するとともに、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、原則毎月2回経営会議を開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要な業務執行並びに中期経営計画、年度予算等を審議・決定する。
- (2) 当社は、「組織規程」に基づき組織機構、業務分掌及び役職者職務等を定め、使用人等の権限及び責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (3) 当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」及び「決裁権限規程」等に基づき、適切な手続に則って業務執行の意思決定を行う。
- (4) 取締役は、年度予算の達成フォロー及び適正な業績評価を適時適切に行う。
- (5) 当社は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、基幹システム等の情報処理システムを適切かつ合理的に運用する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、社会規範、倫理などの遵守を重要視し、コンプライアンス体制を確保するために、継続的な教育の実施等により、使用人に対し当社独自の行動規範である「東芝プラントシステム行動基準」を遵守させる。
- (2) 当社は、内部監査部門を設置し、「内部監査規程」の定めに基づき、各組織及び当社グループ会社の業務監査、会計監査及びシステム監査を適切かつ合理的に実施する。また、内部監査部門は、監査全般について監査役と緊密に連携し、業務を遂行する。
- (3) 当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、内部通報制度を構築し、当該制度を活用することにより、リスクの早期発見と迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。
- (4) 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると判断した場合は、取締役に対し意見を述べるとともに、必要に応じて、都度取締役及び使用人に対して直接意見を求める。

6. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、子会社に対し、「東芝プラントシステム行動基準」及び当社の各種コンプライアンス規定等に準拠した規定を策定することを要請する。
- (2) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき各子会社の所管部門を定め、業務の遂行にあたっては子会社と連携を図ることとし、当社への事前決裁及び報告体制については、その取扱いを明確にし、必要に応じて都度子会社に対して事業の育成・支援、モニタリング等を行う。
- (3) 各子会社に対しては、当社の内部監査部門が計画的に業務監査、会計監査及びシステム監査を実施する。
- (4) 当社は、子会社に対し、「内部監査規程」に準拠した監査体制を構築することを要請する。
- (5) 取締役及び監査役は、親会社である株式会社東芝の監査委員会と適時適切な連携を図ることとし、必要に応じて同監査委員会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定等を求める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、総務部等に所属する使用人に監査役の職務を補助させる。

8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人の解任、人事異動等に関して事前に監査役に報告し、監査役は必要がある場合に、意見を申し述べることができる。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」等に基づき、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監査役会に報告する。
- (2) 取締役は、監査役と協議の上、監査役会に報告すべき事項を定め、当該事項に関し、監査役会に実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制を整備する。
- (3) 取締役は、監査役に対し取締役会、経営会議、その他重要な会議等への出席の機会を提供し、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を適時的確に把握でき、意見を述べることができる体制を整備する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役社長は、監査役会が定める「監査役会規則」に基づき、監査役と定期的に意見の交換等を行う。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会が定める「監査方針」及び「年度監査計画」に基づく監査役の定期的な監査及びヒアリング等を通じ、職務執行状況等を監査役に報告する。
- (3) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携するとともに、必要に応じて弁護士等の外部有識者とも連携し、効率的な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、2006年8月31日開催の取締役会決議により「東芝プラントシステム行動基準」を改定し、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づき管理体制を以下のとおり構築し、健全な会社経営の確立を図っております。

(1) 統制環境の整備

当社は、反社会的勢力対応の専門部署として総務部内に渉外担当部門を設置し、適法かつ適正な企業活動を妨げる社外からの接触への対応を支援しております。

また、当社は、反社会的勢力との関係の遮断をより一層確実なものにすることを目的として、2006年9月1日付で「東芝プラントシステム行動基準」を改定し、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、当社の標準契約書に同様の条項を追加する等種々の施策を実施しております。

(2) リスク評価の徹底

当社は、「東芝プラントシステム行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、当社における反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

当社では、全従業員に「東芝プラントシステム行動基準」の冊子を配布し、遵守する旨の誓約書を取得するとともに、教育を全従業員に継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底させております。

(3) 統制活動の推進

当社では、反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、渉外担当部門を中心に全従業員への教育を実施するとともに、反社会的勢力への対応要領を整備する等、全従業員への啓発活動を推進しております。また、「東芝プラントシステム行動基準」違反者に対する懲戒処分を規定し、同基準の遵守の徹底を図っております。

(4) 情報伝達の明確化

当社は、社内規定を制定し、社内体制及び反社会的勢力への対応方針を明確化するとともに、渉外担当部門が関係情報の収集・伝達を行い、社内での周知徹底を図っております。また、警察、顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め情報伝達を円滑にすることにより、反社会的勢力からの接触到適時適切に対応できる体制を構築しております。

(5) 監視活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を管理する責任者としてCRO(Chief Risk-Compliance Management Officer)を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、内部監査部門を設けております。

(6) 外部との緊密な関係構築

当社は、警察及び顧問弁護士、全国暴力追放運動推進センター等外部との連絡窓口を定め、必要となる情報を交換する等、関係の緊密化を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、東芝プラントシステム行動基準において「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時適切に開示します。」と定め、適時適切な開示の基本方針としています。

決定事実及び発生事実については、適時開示情報となり得る会社情報を有する部門が総務部に連絡することとしています。その連絡を受けて、総務部は適時開示の要否を確認し、適時開示を行うこととしています。

当社の重要事項は、取締役会及び経営会議により決定または報告されます。総務部長は、取締役会及び経営会議に出席しており、総務部は決定事実に関する情報を直接入手できる体制となっています。また、総務部は、リスク・コンプライアンス統括部門となっており、重大なリスクに関する発生事実の情報も直接、把握する体制となっています。

業績等については、経営企画部、総務部及び経理部が共同して決算短信等の開示書類を作成し、経営企画部長、総務部長及び経理部長の承認を得た上で、取締役会及び経営会議において決議又は報告し、公表しています。また、可能な限り早期に決算発表を行うよう最善の努力を払っており、原則として、各決算期後1か月以内に決算発表を行うよう努めています。業績予想(配当予想を含む。)については、決算(四半期を含む。)の確定過程において、経理部でその変更に係る開示の要否を適宜検証しています。上記を含め、業績予想の変更に係る開示が必要となることが明らかになった場合は、随時、経理部から総務部に連絡することとしています。その上で、決算短信等と同様の体制で公表しています。

当社の適時開示にあたっては、親会社である株式会社東芝の適時開示事項に該当する場合は、同社と連携して公表することとしています。

なお、当社は、インサイダー取引防止規程に基づき、取締役、監査役、執行役員、関係部門長から株式等の売買、情報管理に関する包括的な誓約書を取得し、従業員に対しては、インサイダー取引規制に関わる業務に従事する場合に、随時、誓約書の提出を求めるとともに、適宜、インサイダー取引規制に関する教育を実施しインサイダー取引の防止に努めています。

上記に加え、当社は「内部通報制度」を設け、法令違反の疑いのある行為(会計に係るものを含む。)について、誰でも直接情報提供できる仕組みを整備しています。

